

吹田市健康医療部成人保健課会計年度任用職員（歯科衛生士）募集要項

1 募集職種

歯科衛生士

2 主な勤務内容

成人歯科保健業務（吹田市歯科健康診査受診票確認、成人歯科保健に関する相談対応）等

3 採用予定人数

1名

4 受験資格

歯科衛生士免許を有する人

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件

任用期間	令和6年4月1日（月）以降随時任用 令和7年3月31日（月）まで ※令和7年4月1日以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	週2日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みです。 （指定の曜日が難しい場合は応相談）
勤務時間	1日7時間45分 9時から17時30分まで（休憩時間45分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	健康医療部成人保健課

給与	日額 8,805 円 (基本給に 12% を乗じた額を地域手当等として別途支給)
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。(その他、一定条件のもと退職手当の支給があります。)
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募手続

- (1) 申込先 吹田市健康医療部成人保健課
住所：吹田市出口町 1 9 - 2
吹田市立保健センター内（阪急吹田駅または豊津駅徒歩 10 分）
問合せ電話：06-6339-1212（直通）
F A X：06-6339-7075
- (2) 選考方法 書類選考及び面接
- (3) 手続方法 歯科衛生士免許の写しと 3 か月以内に撮影した写真（正面向き、本人と確認できるもの）を貼付した履歴書を直接か郵送で上記申し込み先に提出してください。後日面接の日程をお知らせします。
- (4) 結果通知 面接日以降おおむね 1 週間以内に電話で通知します。
- ※ 1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。
- ※ 2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※ 3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。
- ※ 4 選考に関する書類は返却しません。